

(様式第1号)

第2回 芦屋市第5期障害福祉計画策定委員会 会議録

日 時	平成29年6月2日 金曜日 午後1時30分～午後3時30分
場 所	芦屋市役所 東館庁舎3階 大会議室
出 席 者	委員長 木下 隆志 副委員長 堺 孰 委員 木村 嘉孝 朝倉 己作 齊藤 登 岡本 直子 加納 多恵子 三芳 学 福田 晶子 遠藤 哲也 中尾 教子 寺本 慎児 欠席委員 長澤 豊 七村 千里男 オブザーバー 稲岡 由美子 事務局 障害福祉課 本間 慶一 川口 弥良 長谷 啓弘 吉川 里香 関係課 地域福祉課 細井 洋海 子育て推進課 廣瀬 香 池田 聡子 関係者 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 善積 康子
事務局	障害福祉課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

(1)開会

開始時点で14人中12人の委員の出席により成立

(2)委員長挨拶

(3)議事

①アンケート調査の集計結果について

②障害者総合支援法の改正について

③その他

(4)閉会

2 提出資料

資料1 芦屋市障害福祉計画策定委員会 委員名簿

資料2 障害者総合支援法の改正について

資料3 芦屋市第5期障害福祉計画策定に係る意向調査報告書(案)

3 審議経過

(1) アンケート調査の集計結果について

事務局より「芦屋市第5期障害福祉計画策定に係る意向調査報告書(案)」について説明

(木下委員長)

ご意見, ご質問をお願いします。

(福田委員)

感想です。回答者属性を見ると, 精神障害者保健福祉手帳所持者と身体障害者手帳所持者では本人が約8割となっており, 切実な声が出ていると感じました。精神障害者保健福祉手帳所持者は一人暮らしが多く, お金のことや住まいのことが切実だと感じています。

(木下委員長)

精神障害者保健福祉手帳所持者のことが出てきましたが、最近精神障がいのある人は、保護者が高齢になっているケースがあると思いますが、将来の一人暮らしについていかがですか。

(齊藤委員)

その前に回答数ですが、前回、精神障害者保健福祉手帳所持者は134件でしたが159件に増えています。全体的に回答数が上がってよかったですと思います。ただ、精神障害者保健福祉手帳所持者は約300通出して回答数が159件ですが、身体障害者手帳所持者は3分の2の回答があり、療育手帳所持者は360通に対しても約260件と大幅に増えています。精神障がいのある人は回答を出しにくいなどの社会的背景があるように思います。

高齢化した親が介護をしていることが、そのままデータに出ていると思います。今回初めてコミュニケーション手段について調査していますが、スマートフォンは緊急時の連絡などでうまく使えば良いのですが、下手に使うと障がいのある人同士のいじめにつながることもあると感じています。スマートフォンを通じてインターネットを使う時代になっています。今や人の話よりインターネットのほうが、人生の意味などを考える手段にもなっています。今後もコミュニケーション手段については、継続して調査してほしいと思います。

(遠藤委員)

11頁を見ると、主な介護者は母親や父親など家族の割合が高くなっています。専門職の手による介護の社会化とは逆の方向になっていることをどのように受け止めればよいかと思っています。従来型の家族介護に戻る兆候なのか、他の委員の皆様はどう思っているかが気になりました。

12頁の「親亡き後、生活してみたい場所」は、全体的にグループホームなどの専門職がいる場所のニーズが高いので、作っていただければと思います。

(木下委員長)

介護や支援の社会化が進んでいるにも関わらず、親の負担が増えてヘルパーなどの専門職が減っていることは、何を表しているのかが私も気になっています。これについてご意見があれば、お願いします。

(木村委員)

ご指摘の通りだと思います。全体で見ると家族の介護が増えているので、対象者の年代がどうなのかが気になります。

2年前に比べるとヘルパーの利用が大幅に減っています。親や親族の介護が増えてヘルパーの利用が減っているのは、どういうことでしょうか。本人も親も高齢化して、親が子どもの面倒を見れなくなっているのが現状です。介護の社会化と逆の方向になっているこ

とが気になっています。なぜヘルパーをもっと活用しないのかと思います。親が介護できなくなれば、ヘルパーをお願いしなければやっていけません。3年も経てばもっとヘルパー利用が増えると思っていましたが、この結果を見て奇異に感じています。このデータを計画にそのまま反映させることには疑問を感じます。

(寺本委員)

43 頁の、障がい福祉サービス等を利用していない理由で、「そのようなサービスがあることを知らなかったから」の 17.1%は、高い数値だと思います。また、「サービスを受けるほど障がいの状態が重くないから」も高いです。サービスには専門職が関わるので、その辺の関係性が、サービス利用が減っている要因ではないかと考えています。

(朝倉委員)

本人と家族の高齢化に対して、施設が足りていないという現状があります。これについては是非とも計画に入れていただきたいです。

就労に関してですが、今度、障がいのある人の法定雇用率が改定されます。芦屋市でいうと市役所がもっとも大きい企業です。教育委員会は2.2%から2.4%、地方公共団体は2.3%から2.5%に上がります。現在、芦屋市は雇用基準が身体障害者手帳所持者だけなので、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者にも広げていただきたいです。また、地方公務員の欠格条項の撤廃についてもお願いしたいと思います。

具体的な雇用については、「現在身体障害者手帳所持者で何人雇用しているか」、「今回数値が0.2%上がることで療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者についてどのように考えているか」を、計画を作るときに教えていただきたいと思います。

(木下委員長)

11 頁の遠藤委員のご指摘部分についてですが、最近では地域移行への促しがかなり進められていますが、朝倉委員が言われるように、そのサービスがまだ足りていないことが影響しているかもしれません。日本はどんどん少子高齢化になっていくので、今までと数値は変わっていないかもしれませんが、本人や家族の負担感が変わっている可能性はあります。先ほどご意見のあった欠格条項や法定雇用率のことも今後検討しなければならない課題だと思います。

(齊藤委員)

4 頁の年齢別回答で、療育手帳所持者は17歳以下と18～39歳が圧倒的に増えています。実際に「学校を充実してほしい」というニーズが出ています。

19 頁の「困ったり、心配になったりすること」では、身体障害者手帳所持者はハードの問題が大きいです。「あそこの信号の音が聞こえない」などの具体的なニーズが出てきます。これらは取り組みやすいですが、療育手帳所持者の人は、困った時にサービスを求めたり、急に思い立っても対応できないという問題があります。精神障害者保健福祉手帳

所持者は波があります。調子がよいときは健常者のようにできますが、調子が悪いときのために相談できる所や職場で対応できる人が必要です。それぞれに抱えている生きにくさが異なることが調査結果によく出ていると思います。

(木村委員)

4 頁の障がい者手帳の等級の比率ですが、平成 25 年度に調査した前回と比べて変わっていませんか。重度化していることはないですか。

(事務局 長谷)

身体障害者手帳の等級ですが、前回の平成 25 年度の調査では、1 級が 29.5%、2 級が 23.9%、3 級が 15.1%、4 級が 22.2%、5 級が 5.8%、6 級が 3.5%です。数値だけを見るとそれほど変わっていませんが、アンケート調査の回答者が変わっているため、このデータだけでは傾向について一概に言い切れないところがあります。

重度化についてですが、平成 28 年度末の身体障害者手帳の交付状況は現在集約中ですので、平成 27 年度末の交付状況で説明しますが、件数としては 3,170 件から 3,193 件と微増となっています。1 級から 3 級は横ばい、4 級は微減、5、6 級は微増です。この数値だけでは重度化しているとは言えない状況です。

(三芳委員)

30 頁の「就労を進めるために必要なこと」では、それぞれの障がいによって課題が現れていると思います。就労につながることは増えていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者や発達障がいは仕事が決まっても定着できないことが課題になっています。そのため、今後職場での定着支援が必要です。「障がいのある人同士が仕事の悩みを語り合ったり、ピアサポートなどによる支援があること」は、前回調査にはなく今回加えていただいた項目です。数値はそれほど高くないですが、この辺りが今後重要になると思います。

(木下委員長)

「勤務日数や時間に配慮があること」があれば働きやすくなると思います。またご意見のような同じ状況の人と大変さを語り合える場があれば、働きやすくなると思います。他に、収入が少ないことが利用に影響しているという部分があったと思いますが、そことも直結すると思います。

(木村委員)

先ほど身体障害者手帳の等級について、1、2、3 級の比率は前回と変わらないということでしたが、加齢によって障がいが重度化しているのは間違いないと思います。2 級の人が 1 級になり、3 級の人が 2 級になるということがあると思いますが、問題は、今後 1 級の中で重度化して寝たきりになる人が増えるのではないかということです。1 級の中で細かな区分がないので、加齢による重度化は、手帳の等級だけでは現れないこともあります。この辺りは今後見ておくべきだと思います。

(事務局 本間)

先ほどのご意見、ご質問に対して補足します。

齊藤委員のご意見についてですが、前回、情報の入手方法についての設問がなく相談相手の設問にとどまっていたので、今回、新規項目として付け加えました。

木村委員からの「親に世話をしてもらいたいことを希望する人が多く、ヘルパーを活用する人が少ないのでは」という件ですが、サービスの支給量自体は増加傾向にあります。今後、市でサービスの周知を行って利用していただきたいと考えています。

(朝倉委員)

41 頁で計画相談支援が 12.0%ですが、芦屋市では障がい者手帳をもっている人には計画相談支援を行っているので 100%だと思います。46 頁のサービス等利用計画と計画相談支援との関係はどうなりますか。サービスがあることを知らない人が圧倒的に多いという結果なのであれば、それを次に施策につなげなくてはならないと思います。

われわれも毎月会員に様々な情報提供をしているので、市から伝えてほしい情報があれば、その機会にわれわれから情報発信することはできます。お互いに協力体制を取りたいと思っています。

(事務局 長谷)

41 頁の計画相談支援が 12.0%になっている理由ですが、障がい者手帳所持者が全員障がい福祉サービスを利用している訳ではありませんので、そのような数値になっています。ちなみに計画相談を受けている人は、障がい福祉サービスを利用している人になります。

(朝倉委員)

芦屋市では、障がい者手帳所持者は 100%計画相談支援を受けていると聞いています。

(事務局 長谷)

障がい福祉サービスを利用している人で計画相談支援を受けている人は 100%ですが、障がい者手帳所持者の中には、障がい福祉サービスを利用していない人もいます。

(堺副委員長)

障がい福祉サービスを利用するために必要とされるものが計画相談支援です。障がい者手帳を持っていても障がい福祉サービスを利用していない人はたくさんいます。

(事務局 本間)

概略ですが、芦屋市には障がい者手帳所持者が約 4,000 人、計画相談支援を受けている人が約 400~500 人です。10~12%という率は妥当な数値と思われます。副委員長が言われたように、障がい福祉サービスを受けるために計画相談支援が入るので、全員が計画相談支援を受けている訳ではありません。

(朝倉委員)

了解しました。

(木下委員長)

46 頁のサービス等利用計画が計画相談支援のことですが、私の知る限りでは、これだけセルフプランが少ない市は芦屋市ぐらいなので、芦屋市は頑張っていると思います。

(木村委員)

48 頁は、N 数が 17 なのでさほど大きな問題ではないかもしれませんが、「その他」が 70.6%もあるので、これらの項目以外にどのような不満があるのか内容を知りたいです。

(事務局 三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

細かく分かれていて区分できなかったものを「その他」としています。「その他」の内容を確認して後ほど回答させていただきます。

(木村委員)

選択肢の項目で大方カバーできていると思っていたので、それ以外にどのようなものがあるのかという質問です。後で教えていただければよいです。

(遠藤委員)

55 頁の差別の問題ですが、差別・偏見を受けたことがある人が全体で 40%弱、特に療育手帳所持者では 5 割弱と多いことが気になっています。また、58 頁の具体的な差別の内容や、71 頁の暮らしやすさの割合が前回より下がっていることとの関係が気になります。

本日配布させていただいた新聞記事は、相模原障害者殺傷事件についてのものです。事件から 10 か月経ち世の中では忘れつつありますが、当事者は未だに不安を抱えており、世の中と当事者との感覚にギャップがあることに触れています。世の中全体が、特に政治情勢で、本音主義と言いますか、弱い者いじめ発言が社会全体の空気としてあるように思います。今回の調査結果の背景にこのようなことがあると思いますが、前向きに取り組まなければなりません。教育も含めて「芦屋市に住んでよかった」と思う人が増えるようなまちづくりになればよいと思います。

(木下委員長)

残念なことに、私も障がい福祉の文化が思ったより定着していないことを突き付けられたようなイメージをもちました。

71 頁で暮らしやすさの割合が前回より下がっていますが、岡本委員は、地域の中で暮らしやすさが下がっていると感じることはありますか。

(岡本委員)

地域の中の暮らしやすさが下がっているかどうかはよく分かりません。

毎年 5 月の終わりの 3 日間、福祉を高める運動をしています。そのときに各地域から障がいのある人に関する報告や検討もありましたので、障がいに関する相談は増えていると思います。

暮らしやすさに関係するかどうかは分かりませんが、平成 25 年から災害時要援護者台帳

を整備しています。防災安全課から民生委員に見守りを依頼されていますが、要援護者の中に障がいのある人も増えてきています。最初に台帳をいただいたときは各地域に2～3人でしたが、毎年人数も増えており徐々に新しい人が登録し始めているのではと思っています。地域の皆様に知ってもらって、何かあったときに支えてほしいと感じている人が増えていると思っていたので、調査結果で暮らしやすさの割合が前回より下がっているというのは、ショックでした。

(加納委員)

災害に関しては、ここには障がいのある人をケアする福祉避難所のことが出ていませんが、福祉避難所の用意は出来ているので、不安になっているところはある程度カバーできていると思います。

49頁の「市の窓口・機関・事業等の認知」の結果にショックを受けました。これだけ地域も社会福祉協議会も行政も相談支援に力を入れているのに、「どれも知らない」が36.1%もあります。福祉センター1階に様々な窓口があるのに活用されていないのは一体なぜかと聞きたいです。当事者の意識、家族の意識もありますが、障がい者手帳を持つ人さえ知らないということは、社会福祉協議会も含めて、手帳交付の窓口である行政との連携や信頼関係がうまくできているかが課題だと思いました。この5年間、きめ細かく障がいのある人に対する支援について試行錯誤を行っており、保健福祉センターができてからは1階に相談支援を設置して対応しています。各機関や事業所も一緒になってやってきています。これ以上どうすればよいかと思うくらいです。

(堺副委員長)

加納委員のご意見はごもっともですが、それだけ自立度が高くなっているという見方もできます。保健福祉センターを知らなくても、地域で自立して生活できる人が増えているのだと思います。

(朝倉委員)

私どもも会員に毎月会報を出していますが、新たに入会する人が少ないため今後会員数が減ると思っています。こちらとしては情報を共有するようになって会報を出しているのですが、全体の数値を上げるのは難しいと思っています。社会福祉協議会でも様々なことをやっていただけていますが、これ以上やるのは難しいと思います。

(木下委員長)

70頁で「相談窓口を教えてほしい」が高く出ているにも関わらず、認知度は50%というのが課題だと思います。一方では、様々なサービスが提供されるようになり年金や社会保障も充実してきたことで、相談しなくなったとも言えます。

(齊藤委員)

35頁の「生活の不安、相談などについて」でも、「特に困っていることはない」が高く

出ています。堺委員が言われたように、知らなくても生活できているという状況が多少あると思います。

障害者差別解消法の認知度も低く、一般企業でアンケートを取っても同じように認知度は低いようですが、ほとんど困らないと聞きます。会社としては障がいのある人の法定雇用率を上げるなど、徐々に理解を進めるようにしていますが、アンケートになると似たような数字になります。そのため、一般的にみてこの回答でよいと思います。100%知っている社会も怖いと思いますので。

当事者にとって就学前は家族の中のオンリーワンの存在ですが、小学校に上がると大勢の中の1人になるので、違いが出てきて問題が出てきます。その後、社会に出るときに大きなハードルがあり、さらに65歳から介護保険に変わるときにハードルがあります。今は普及啓発を行ってハードルを小さくしながら少しずつ前進させようとしています。72頁を見ていますが、相談支援の数も増えていますし、ひきこもりなどの若者相談センター「アサガオ」では、3か月連続で相談件数が約50件あります。成功事例を少しずつ積み上げていくことが重要です。そういう意味ではよい調査結果が出たと思っています。前回との変化をしっかり見ながら、足りないところを改善していくことが大事だと思います。

(木下委員長)

中尾委員は、当事者や家族の方と話をする機会があると思いますが、ほしいサービスなどはありませんか。家族への支援はあまりクローズアップされませんが、ご意見はありますか。

(中尾委員)

通所施設で当事者と接することがありますが、家族は「家族が相談するところが少ない」と言っています。相談支援事業所に関わっている人はそこで家族の相談もできますが、そこに踏み込めない人や家庭の話をしたくない人もおられます。そのような人に、訪問などで家族へのフォローまで踏み込めるシステムがあればよいと思います。

(木下委員長)

稲岡委員、家族からの相談はありますか。

(稲岡委員)

保健所は当事者より家族からの相談のほうが多いです。また事業所から、本人への対応に困っているという相談も多いです。本人に病識があるかどうかで大きく変わりますが、本人から直接相談があるケースは少ないです。

(木下委員長)

三芳委員のところ家族からの相談はありますか。

(三芳委員)

家族からの相談は多いです。家族が当事者への対応に困っているという相談で、具体的

には、「当事者が引きこもっている」、「近所から奇異行動に見られて警察介入になる恐れがある」などです。われわれは医療につなげる支援を丁寧に時間をかけて行っています。

(加納委員)

31 頁の「放課後や長期休暇中に利用できるサービスの充実」がけっこう多いですが、どのような内容を言っているのでしょうか。単に居場所作りと見てよいですか。

(事務局 池田)

放課後等デイサービスは居場所作りのためではなく療育です。単なる居場所や親が仕事をしているため長期休暇中も預けたい場所などの日中一時支援とは別のサービスです。児童の通所は療育となります。

(堺副委員長)

このアンケート調査は、本人や、家族など濃密な関係にある人に調査を行って、このような結果になっています。71 頁の「芦屋市の取り組みについて」では、この結果が今後の取組の基礎資料となります。今回の第 5 期は、平成 30～32 年と第 6 次計画の後半 3 年間の資料になります。さらに、平成 30～32 年にどのようなことが芦屋市の障がい施策に関わってくるかを想像しなければ施策化はできません。

向こう 3 年間の変化を、行政主導で行うもの、NPO や民間の社会福祉法人が主導で行うものなどで想定すべきだと考えています。その 1 つとして、多機能複合型の社会福祉施設が高浜町でオープンします。これは注目に値するものです。芦屋メンタルサポートセンターや地域のグループホームなどの施策もあります。市役所の東館の隣接に新しい建物ができることも広報で周知されています。アンケート調査結果だけでなく、このような流れも踏まえて考えるべきだと思います。一般市民、国際情勢など全体的に見て計画を策定すべきです。

遠藤委員から紹介のあった新聞記事に私も賛成です。もう少し専門的に言うと、先週の福祉新聞に、施設関係者と職員が行ったシンポジウムの記事が掲載されていました。そこで、「元あったところに大規模施設を建設してほしい」と強く訴えています。このことで時間を浪費していると思います。宮城県では数十年前に船形コロニーで施設解体がありました。長野県の福岡寿氏が、相当思い切って障がいのある方々の自主性を尊重した地域移行を行っています。また、大阪の金剛コロニーの状況を考えると、神奈川県のやろうとしていることは全くナンセンスです。利用者を中心にした考え方を行うためには専門性を入れなければなりません。そのようなことから、当事者へのアンケート調査だけで判断するのではなく、もっと社会的、国際的な視野をもって芦屋市らしい施策を打つべきだと考えています。

(木下委員長)

社会情勢的に、地域移行して在宅中心になっている一方で、金剛コロニー解体なども出

てきています。現実的な在宅の生活の中で課題が出てきています。ご指摘の通り、アンケート調査だけではなく、専門家の意見も入れて、考えていくべきだと思います。

(事務局 三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

先ほど、ご質問のあった48頁の相談事業所への不満のうち、「その他」の具体的な内容を説明します。「相談員1人が多数を受け持っているので、モニタリングがなかった。相談員の数を増やしてほしい」、「手続きに時間がかかりすぎる」、「連絡が取れない」、「連絡が取れず提出期限までに書類が作成できそうになかったので、自分で市役所に提出した」など、事業所の業務が当事者が希望するリズム感に合っていない状況に不満をもっています。また、「担当者が変わり分かりにくくなった」という個別性が強いケースでの不満もありました。

(木村委員)

モニタリングをしながらやっていくのが重要なので、ただ今の中では、「モニタリングができない」というのがもっとも大きな課題だと思います。

(木下委員長)

行政主導の所もいくつかあります。障害者総合支援法が改正され、第5次に向けて入れていくべきものがあるため、事務局から説明をお願いします。

(2) 障害者総合支援法の改正について

事務局より「障害者総合支援法の改正」について説明

(木下委員長)

これは国の方針を受けて検討するものですが、具体的なイメージができた段階で示していただきます。

ではこれで、本日の第2回芦屋市第5期障害福祉計画策定委員会を閉会します。ありがとうございました。

以 上